

第2期 基山町自殺対策計画

～いのちを大切にし、みんなで支えあう町を目指して～



基山町イメージキャラクター

きやまん きやまる

令和7年3月
基山町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 統計からみる基山町の自殺の現状

1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 自殺者の性別割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 自殺リスクが高い対象群・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 年代別自殺者数の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 自殺の原因及び動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6. 自殺者における自殺未遂歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 自殺対策の取組

1. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【資料編】

1. 基山町自殺対策協議会設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. 基山町自殺対策推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1. 計画策定の背景

平成18年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、自殺は個人の問題ではなく社会全体の問題であることが認識され、総合的に自殺対策が推進されたことにより、日本の自殺者数は3万人台から2万人台へ減少しました。しかし、世界的にみると日本の自殺死亡率はまだまだ高い水準にあります。最近では、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、健康や子育てに関することをはじめ、労働、教育、経済など、生きることを阻害する様々な要因が浮き彫りとなりました。

令和4年10月に「自殺総合対策大綱」が見直され、令和5年4月には「佐賀県自殺対策基本計画」が見直されました。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すという基本理念の下、社会における生きることを阻害要因を減らし、生きることを促進要因を増やすことを通して、社会全体の自殺リスクを低下させることを目的としています。

本町でも、こうした動向を踏まえ、自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、地域の特性に合った自殺対策を効果的に推進するため「第2期基山町自殺対策計画」を策定することとしました。

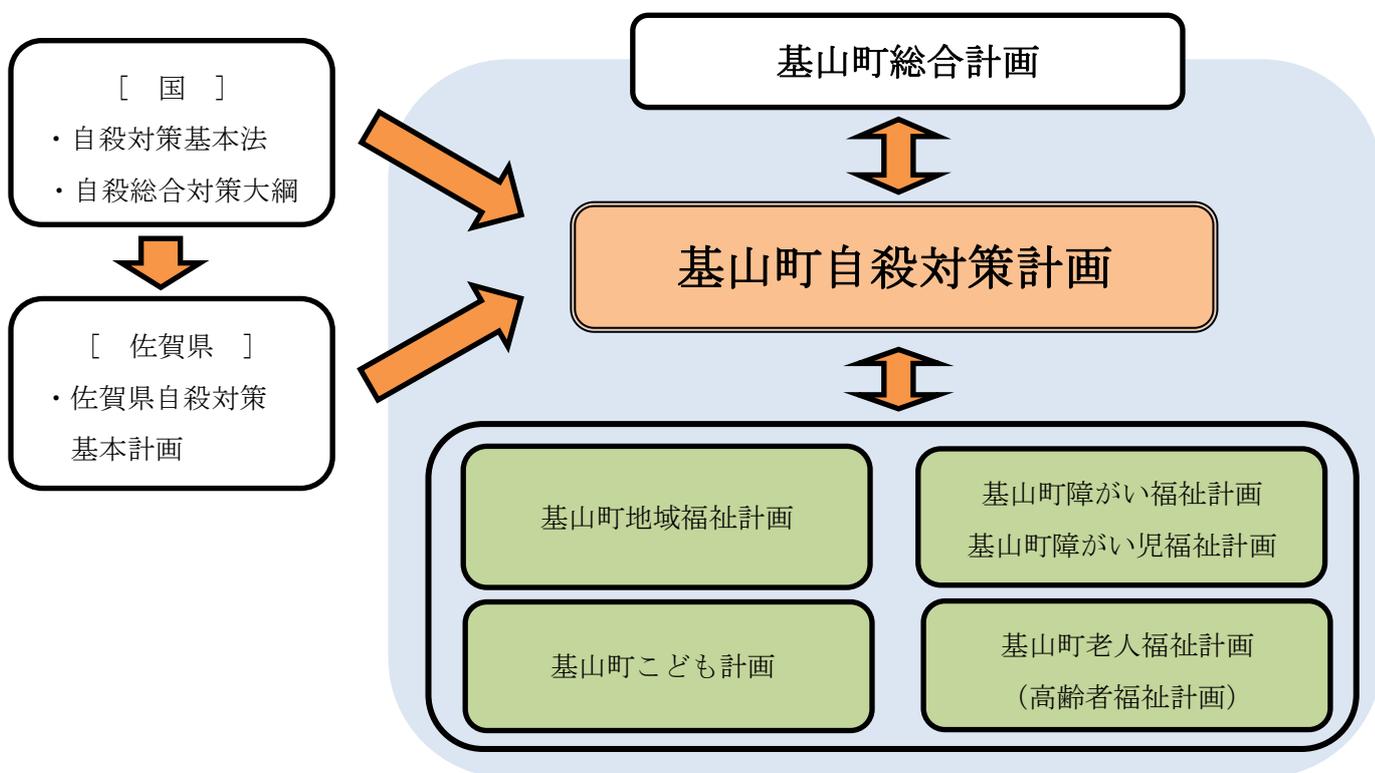
2. 計画策定の趣旨

本計画では、町民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、行政、地域、学校、職場、関係機関等が一体となって自殺対策に取り組むことで、生きることを阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、生きることを促進要因（自殺に対する保護要因）を増やし、みんなで支えあいながら、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される計画となります。自殺総合対策大綱の基本理念に基づき、「いのちを大切にし、みんなで支えあう町」の実現を図るための基本的事項を示し、推進に必要な施策を明らかにするものです。

自殺を防ぐためには、さまざまな分野の施策と連携する必要があります。そのため、「基山町総合計画」を上位計画とし、「基山町地域福祉計画」、「基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画」及び「基山町老人福祉計画（高齢者福祉計画）」等の本町関連計画との整合を図っていきます。



4. 計画の期間

本計画は、国の自殺総合対策大綱及び町の上位計画並びに関連計画と整合性を図り、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行う方針とします。

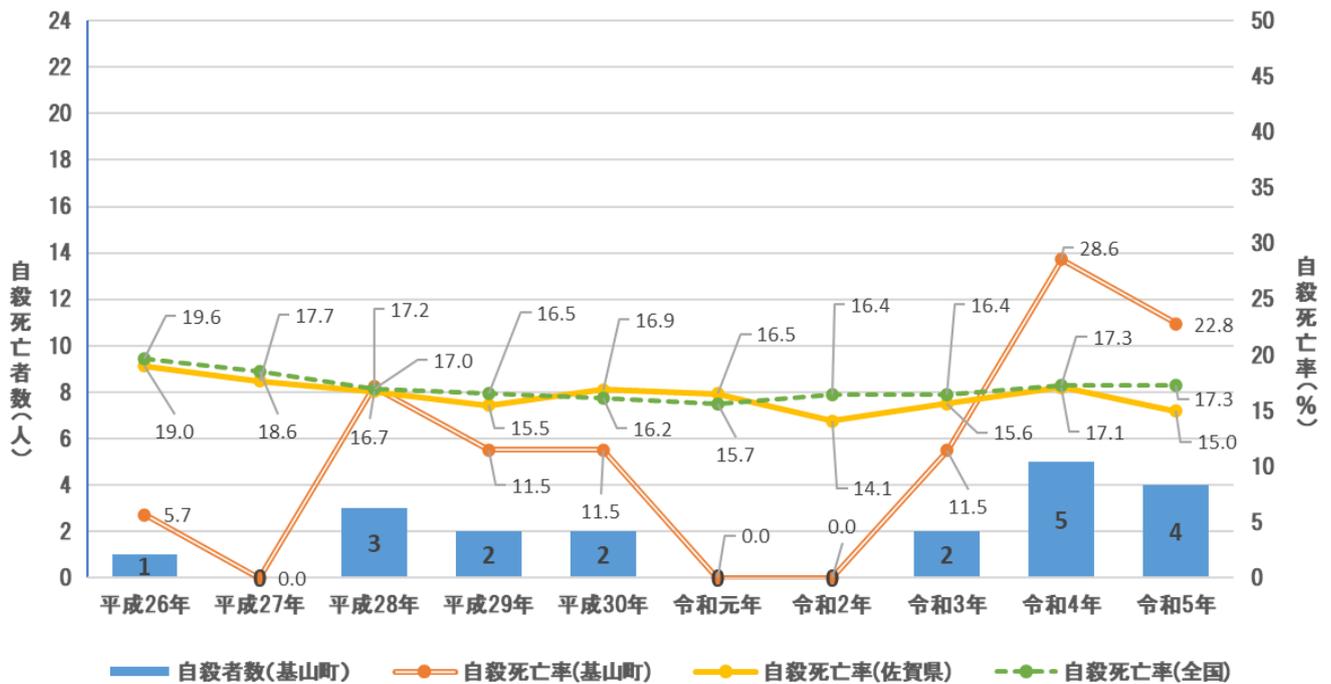
第2章

統計からみる基山町の自殺の現状

1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本町の自殺者数推移をみると、平成26年から平成30年までの5年間で8人、令和元年から令和5年までの直近5年間で11人の方が亡くなっており、過去10年でみると、年平均1.9人となっています。

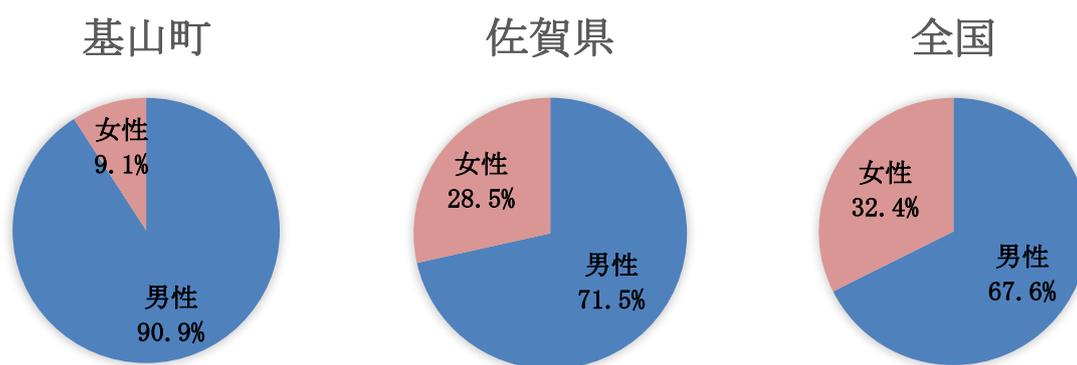
また、人口10万人あたりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率を見ると、全国及び佐賀県の数値はやや減少傾向にあります。本町の自殺死亡率はおおむねそれらを下回ってきておりましたが、令和4年及び令和5年については、上回っている状況です。自殺者を1人でも減らすために、今後も対策が必要となります。



【出典】 「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

2. 自殺者の性別割合

令和元年から令和5年までの本町の自殺者の性別割合を見ると、男性が90.9%、女性が9.1%となっています。一方、佐賀県及び全国においては、男性が約70%、女性が約30%の割合となっています。



【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

3. 自殺リスクが高い対象群

令和元年から令和5年までの本町の自殺者の性別・年齢・職業・同居人の有無により区分したもので比較すると、自殺者が最も多い区分が「男性40～59歳有職同居」で、次いで「男性60歳以上無職独居」となっています。

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年間計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	4	36.4%	52.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	2	18.2%	276.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:男性60歳以上有職独居	1	9.1%	229.1	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳有職同居	1	9.1%	17.7	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上無職同居	1	9.1%	13.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

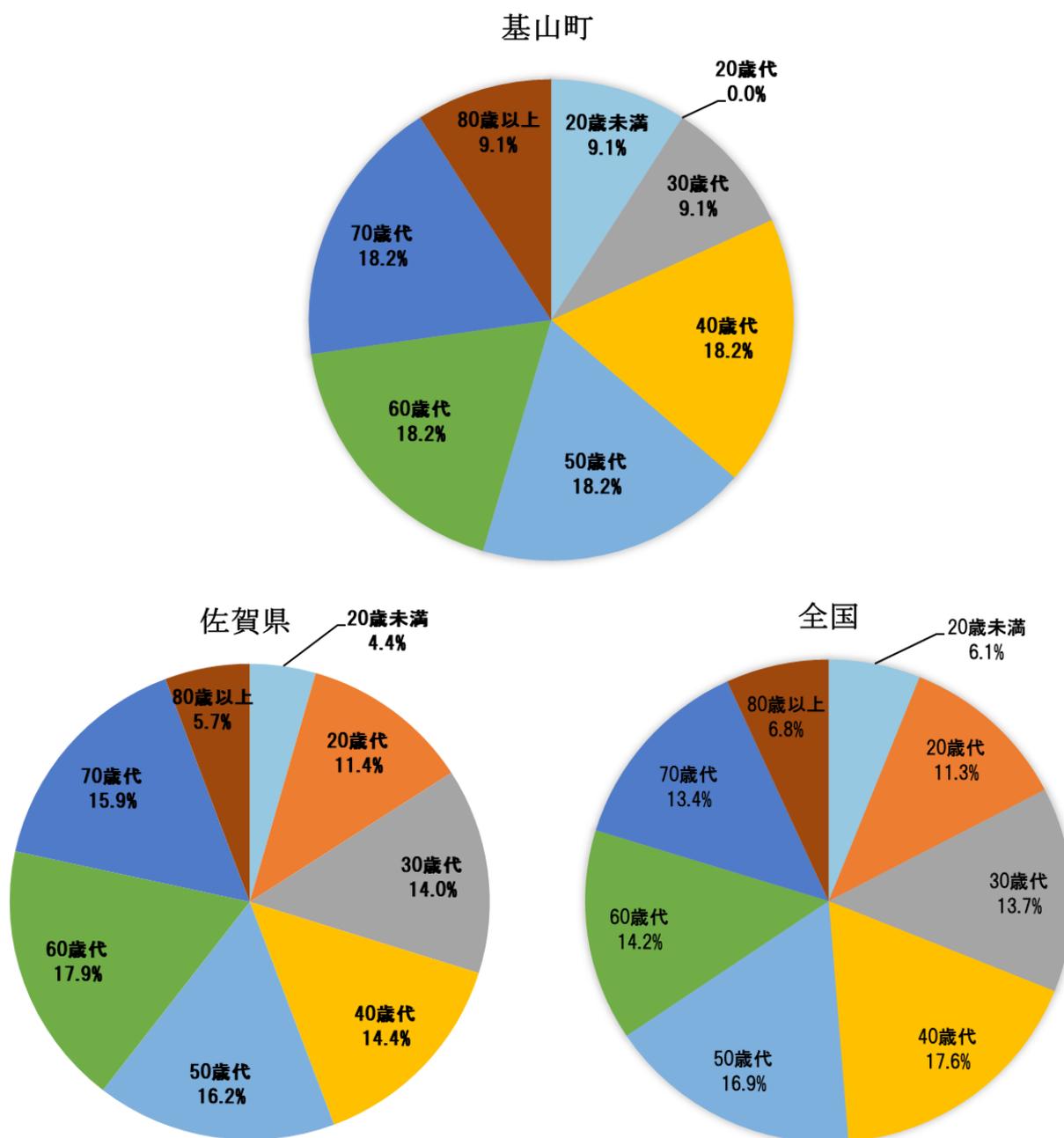
・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものである。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものである（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

4. 年代別自殺者数の割合

令和元年から令和5年までの本町における年代別自殺者数の状況を見ると、40歳代～70歳代がそれぞれ同一で18.2%と最も高く、次いで20歳未満及び30歳代、80歳以上が9.1%となっています。佐賀県及び全国においては、40歳代から60歳代の割合が多く、全体の約半数を占めています。

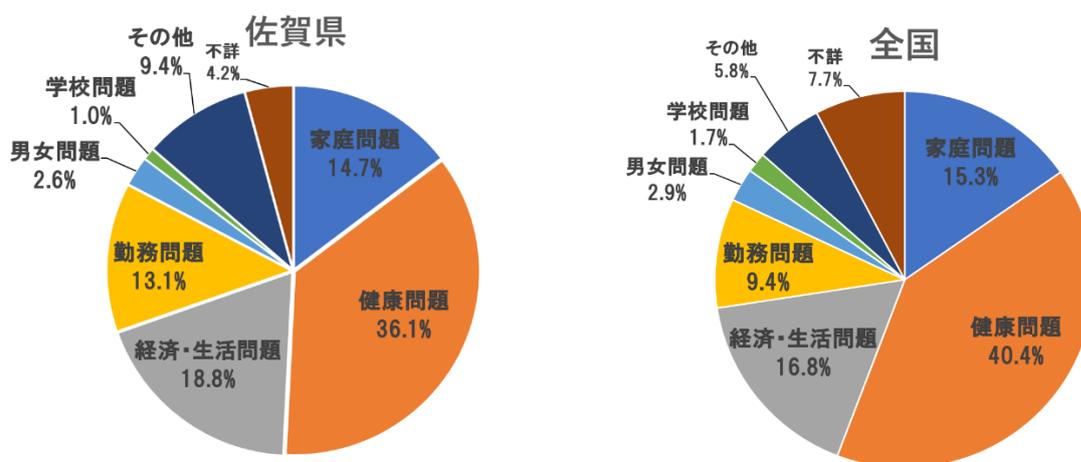


【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

5. 自殺の原因及び動機

自殺の多くは、多様で複雑な原因を有し、様々な要因が絡み合っ起こります。佐賀県及び全国の自殺者の原因及び動機を見ると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題が多くなっています。

※本町の数値については、総数が少ないため、個人情報保護の観点から公表していません。

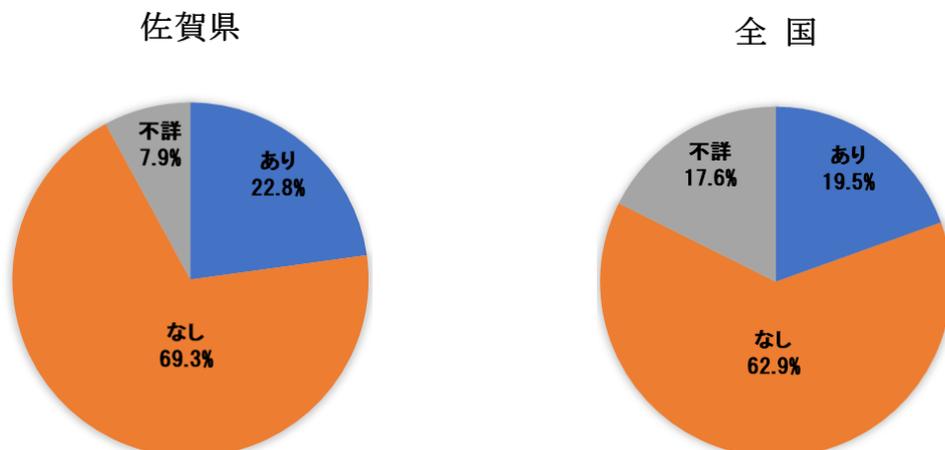


【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

6. 自殺者における自殺未遂歴

令和元年から令和5年までの佐賀県及び全国の自殺者の自殺未遂歴は約20%となっており、自殺者の5人に1人が過去に自殺未遂を凶っています。自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことは、自殺者を減少させるための最優先の課題です。

※本町の数値については、総数が少ないため、個人情報保護の観点から公表していません。



【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

第5次基山町総合計画の基本理念の1つである「心豊かな人と人との関係づくり」及び第3期基山町地域福祉計画の基本理念である「～集い ふれあい 助け合い～『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』」に基づいて、人と人々が世代、分野及び組織等を超えてつながり、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に取り組むことで、町民が生きる喜びを共有でき、「いのちを大切にし、みんなで支えあう町」を目指して計画を推進するものとします。

2. 基本方針

本町では、国の自殺総合対策大綱を踏まえて、自殺対策における「基本方針」を以下のとおり掲げます。

(1) 生きることの包括的な支援を推進する

生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組を推進することで、社会全体の自殺のリスクを低下させます。また、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、地域の取組も含めた「生きること」に関する包括的な支援を行います。

(2) 関係機関が連携して総合的に施策に取り組む

自殺の要因は複数で、かつ複雑に関係しているため、様々な分野の「生きる支援」が必要になります。そのためには、関係機関等が緊密に連携し、総合的に施策に取り組まなければなりません。また、支援にあたる人々が、それぞれの自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、相互に連携しながら対策に取り組めます。

(3) 対応の段階及び支援レベルに応じた対策を推進する

自殺を考えるまでに至るにはいくつかの段階があります。そのため、自殺発生の危険性が低い段階においては、啓発等の「事前対応」を、自殺発生の危険が高い段階においては、そこへ介入する「危機対応」を図っていきます。また、自殺者の家族や関係者への「事後対応」も含め、それぞれの段階に応じて適切な施策を講じていきます。

自殺対策は、個人等に対して支援を行う「対人支援レベル」、支援者や関係機関同士の連携強化により支援の網からこぼれ落ちないようにするための「地域連携レベル」、更には、自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度レベル」の3つの支援レベルに分けられます。それぞれのレベルに応じた取組を果たすことで、総合的な自殺対策を推進します。

さらに、学校においては、児童生徒等を対象に「いのちを大切にできる教育」を推進します。

(4) 啓発と実践を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ます。もし、その危機に陥った場合には、まずは誰かに助けを求めるといふ、地域全体の共通認識を育むために啓発活動を推進します。

また、町民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、相談できる人や関係機関へつなぎ見守っていけるよう、教育活動等の実践活動を推進します。

(5) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分に配慮し、不当に侵害することのないよう定められています。自殺対策に携わる機関として、このことを改めて認識し自殺対策に取り組みます。

3. 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱における数値目標は、平成27年の自殺死亡率18.5%を令和8年までには30%以上減少させ、13.0%以下にすることを目標として定めています。

このような国の方針を踏まえ、本町での自殺対策計画の目標値としては、令和元年から令和5年までの平均自殺死亡率12.57%を30%以上減少させることとし、計画期間である令和7年から令和11年までの自殺死亡率を8.8%以下(年間の自殺者数を1.5人以下)にすることを目標として定めます。

第4章

自殺対策の取組

1. 基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体に取り組む必要があるとされている施策のことです。本計画においては、次の5つの施策に取り組めます。

(1) 生きることの促進要因への支援

自殺のリスクを低下させるためには、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やすことが重要になります。そのため、相談・支援体制の整備及び居場所づくりに関する取組等、生きるための包括的な支援を推進します。

また、若者に関する自殺対策は、ライフスタイルや生活の場に応じた取組が求められます。特に、妊産婦が自殺に追い込まれる要因としては、ホルモン分泌の変化や子育てへの不安による産後うつが考えられます。これを防ぐために、訪問や健診を通じた早期発見・早期対応及び継続的な支援を実施します。

取組	内容	担当課
人権行政相談	人権上の問題に関することや、行政機関の各種サービス・手続などについての相談支援を行います。	総務課
消費生活相談	契約トラブルや多重債務問題など消費生活全般に関する相談支援を行います。	住民課
身体と心の健康相談	身体や心の健康についての相談支援を行います。	健康増進課
子育てコンシェルジュ・育児相談	子育て中の保護者が安心して子育てできるよう、育児の悩みや相談に応じるとともに、様々な子育てサービスの情報を提供します。また、ひとり親家庭や母・父子福祉に関する相談支援を行います。	健康増進課 こども課
心配ごと相談	日常生活における悩みや心配ごとに関する相談支援を行います。	福祉課
女性総合相談	DV被害等、女性に関する総合的な問題（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援施策の推進）に関する相談支援を行います。	福祉課

障がい児・者相談	障がい児・者の福祉、医療及び生活全般に関する相談支援を行います。	福祉課
介護相談	高齢者の福祉、介護及び生活全般に関する相談支援を行います。	プラチナ 社会政策課
生涯学習の推進	町民の興味や関心に応じた、文化・スポーツ等に関する学びや交流の活動環境を整え、生涯学習を推進します。	まちづくり課
子どもの居場所づくり	学校外の時間を使い、軽スポーツや工作、屋外炊飯体験などを行い、友達や地域の人たちとのふれあいを深め、子どもが安心して過ごせる居場所を確保します。	教育学習課
介護予防サポーター養成講座	町内で行われている介護予防活動を支援するボランティアを養成し、高齢者の生きがいつくり及び社会参加の促進を図ります。	プラチナ 社会政策課
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解してもらうとともに、地域の中で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を増やし、安心して過ごせる地域づくりを推進します。	プラチナ 社会政策課
母子保健事業	乳幼児健診や乳児相談、育児訪問など母親との面談時に、異変や困難にいち早く気づき、関係機関に繋げるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	健康増進課
こども家庭センター事業	母子保健や育児、子育てに関する様々な悩みに保健師等が専門的な見地から総合的に対応し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談支援を行います。	こども課 健康増進課
周産期の支援	妊娠・子育てに関する不安を解消するための相談事業である産前産後サポート事業や、うつ状態の早期発見のための産婦健診、ハイリスク産婦への産後ケアを行い、産後うつ予防の支援を行います。	健康増進課

(2) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、過労、生活困窮、いじめや孤立、育児や介護疲れなど多種多様な社会的要因が関係しています。それらに適切に対応するために、関係機関や民間団体等と連携を図り、ネットワークを強化することで、実効性のある施策を推進します。

取組	内容	担当課
関係機関等の連携強化	自殺対策を総合的に推進するため設置している基山町自殺対策協議会にて、関係機関や民間団体等と連携を図ります。	福祉課
庁内部署の連携強化	庁内各課で連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、関係課で構成する基山町自殺対策推進会議を開催します。併せて、各課の相談事業等を通して、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。	福祉課
自殺対策コアメンバー会議の開催	自殺発生の危険が高い段階の方を発見した際に、緊急的に庁内外の関係機関等を招集し、対応方法の検討及び支援を図ります。	福祉課

(3) 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、必要な相談・支援機関につなぐ役割を担う人材を育成します。

取組	内容	担当課
町職員に対する自殺対策に関する研修会の開催	接客等の際に自殺のサインに気づくことができるよう、また全庁的に自殺対策を推進する意識を高めるため、町職員を対象に研修会を開催します。	福祉課
関係機関に対するゲートキーパー養成研修会の開催	民生委員・児童委員をはじめ、関係機関へのゲートキーパー養成研修会を開催し、地域の自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図ります。	福祉課

(4) いのちを大切にす教育

困難やストレスに直面した児童生徒が、ストレスへの対処や他者に助けを求める方法を身に付けるための教育を推進します。また、児童生徒の自殺予防につながるための環境づくりを推進します。

取組	内容	担当課
SOSの出し方に関する教育の推進	児童生徒が、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、辛いときや苦しいときには周りに助けを求めても良いということを教える教育を推進します。	教育学習課
教職員に対するゲートキーパー養成研修会の開催	児童生徒が出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように対応するか等について教職員の理解を深めるため、研修会を開催します。	教育学習課 福祉課
学級支援事業	特別な支援が必要な児童生徒の学級生活をサポートする補助員を各学校に配置することで、学級生活における不安を解消します。	教育学習課
就学援助事業	安心して平等に教育が受けられるように、低所得家庭の児童生徒に対し、必要な学用品等の援助を行い、教育に関する不安を解消します。	教育学習課
教育相談体制の拡充	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置し、学校生活や心の健康に関する相談体制と環境の充実を図ります。	教育学習課

(5) 町民に対する啓発と周知

自殺を防ぐためには、何かしらのサインを発している本人や、そのサインに気づいた周囲の人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。そのため、チラシや広報媒体等を活用し、相談窓口等に関する周知活動や自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くための啓発活動を推進します。

取組	内容	担当課
チラシ配布等による周知啓発活動	相談窓口等を記載したチラシやパンフレットを各公共施設に設置するほか、ふ・れ・あ・いフェスタなどイベント会場でのチラシ配布といった周知啓発活動を行います。	福祉課
広報媒体を活用した周知啓発活動	自殺予防週間（9月10～16日）や自殺対策強化月間（3月）に合わせて、町の広報誌やホームページに自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知及び理解促進を図ります。	福祉課

自死遺族への支援	自死遺族の心理的ケアを行うため、自死遺族支援わかち合い「ハートの海」（社会福祉法人佐賀いのちの電話）や佐賀自死遺族を支援する会「おあしす」等各種相談先の情報周知を図ります。	福祉課
無料職業紹介所と連携した啓発活動	町の無料職業紹介所と連携し、町内の事業所訪問等の際に、自殺対策やワークライフバランスに関する啓発活動を行います。	商工観光課

2. 重点施策

本町では、令和元から令和5年までの5年間で11の方が自殺により亡くなっており、自殺リスクが高い対象群については、自殺総合対策推進センターが作成した「基山町地域自殺実態プロファイル」によると「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」となっています。そこで、これらに関わる自殺対策を本町の課題と捉え、次の重点施策を実施します。

(1) 勤務・経営に対する施策

勤務・経営環境をめぐっては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護等との両立の難しさ、長時間労働の是正やワークライフバランスの推進など様々な課題があげられます。

そこで、それぞれの状況に応じた働き方について、国の諸施策を踏まえつつ、地域の関係者等と連携しながら支援を図ります。

取組	内容	担当課
中小企業小口資金貸付事業	融資の機会を通じて経営状況を判断し、経営難などにより自殺のリスクが高まっている者の情報を把握することにより、適切な支援へつなげます。	商工観光課
ゲートキーパー養成講座事業	事業所や企業等に出向き、心の健康に関する正しい知識を周知するとともに、自分自身や身近な人の変化に気づき、適切に対処するための方法について普及啓発を行います。	福祉課
法律相談事業	無料の法律相談を実施することで、不当解雇やパワーハラスメント等、労働にかかる問題を抱える方に対して法的な助言を行います。	福祉課

(2) 高齢者に対する施策

高齢者の自殺を予防するためには、孤立させないことが重要であり、そのためには地域や家庭での見守り、相談できる支援体制の確保、社会参加の促進、生きがいや役割を持って生活できる地域づくりが必要となってきます。

また、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが重要になるため、行政サービス及び民間団体の支援を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策を推進します。

取組	内容	担当課
自立支援ケア会議	地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるように地域の課題や多職種協働による個別事例の検討などを通して、高齢者の生活支援を行います。	プラチナ 社会政策課
高齢者見守りネットワーク事業	郵便局やガス会社などの定期的に高齢者宅を訪問する事業者が、高齢者らの異変を察知した場合、町に連絡し、必要な支援につなげます	プラチナ 社会政策課
高齢者の居場所づくり	通いの場や筋力アップ教室、介護予防教室などの各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を確保します。	プラチナ 社会政策課
緊急通報システム事業	一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活の不安を解消します。	プラチナ 社会政策課
食の自立支援事業	高齢者に対し、栄養バランスのとれた弁当を訪問して届けることにより、安否確認と健康状態の異常等の早期発見や孤独感の解消に努めます。	プラチナ 社会政策課
高齢者個別訪問	高齢者宅を訪問し、生活の現状や困りごと・心配ごと等を聞き取り、状況に応じて適切な支援やサービスにつなぎます。	プラチナ 社会政策課

(3) 生活困窮者に対する施策

生活困窮者においては、経済的な問題以外にも健康問題、人間関係等の問題を抱えている場合が多く、生活の自立に向けた幅広い支援が必要となっています。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業を中心に関係機関と連携し、様々な相談及び案件に対し、包括的な支援を図っていきます。

取組	内容	担当課
職業紹介事業	生活困窮者や無職者に対し、要望に沿った仕事を紹介し、就職の支援を行います。	福祉課
生活困窮者自立支援事業	借金問題やひきこもり等の生活上の困りごとに対し、関係機関と一緒に課題の解決に取り組みます。	福祉課
生活保護事業	生活に困窮している人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の自立を助長します。	福祉課

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 基山町自殺対策協議会

関係機関や民間団体等と連携し自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や専門家等で構成する基山町自殺対策協議会を設置します。

(2) 基山町自殺対策推進会議

自殺対策を庁内各課で連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、関係課で構成する基山町自殺対策推進会議を開催します。

(3) 自殺対策市町等担当者会議

佐賀県内の全市町の担当者が、佐賀県の自殺の現状や各市町の自殺対策の取組に関する情報共有を行い、地域の現状に応じた自殺対策を推進します。

2. 各主体の役割

(1) 町の役割

町民の身近な存在として、相談窓口の拡充と周知、個別支援の実施等、自殺対策に係る主要な推進役を担います。なお、本計画の所管課は福祉課とします。

(2) 関係機関・民間団体の役割

自殺の要因は多種多様です。それぞれの関係機関が活動内容の特性に応じて積極的に自殺対策に参画する必要があります。また、他の機関及び団体と連携・協働の下、自殺対策の推進に取り組みます。

(3) 町民の役割

町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合には、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「寄り添いながら必要な相談先につなぐ」といった取組で、自殺対策を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない町を一丸となって目指します。

【 資 料 編 】

基山町自殺対策協議会設置条例

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく基山町自殺対策計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、基山町自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自殺対策の諸施策の調整及び実施に関すること。
- (3) 自殺対策に係る関係機関との連携に関すること。
- (4) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種関係団体代表者
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 会長は、協議会の会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

基山町自殺対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を総合的に推進することを目的として、庁内関係部署の緊密な連携と協力を行うために、基山町自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき策定する基山町自殺対策計画をいう。第5条において同じ。）の策定及び変更の原案作成に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の共有に関すること。
- (5) その他自殺対策の実施のための検討を要すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、副町長、総務課長、住民課長、健康増進課長、福祉課長、プラチナ社会政策課長、こども課長、商工観光課長、まちづくり課長及び教育学習課長をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充て会務を総理する。
- 3 副会長は、総務課長をもって充て会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第5条 推進会議に、計画に関し必要な事項を分掌させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会についての必要な事項については、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月10日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日訓令第2号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

第2期 基山町自殺対策計画

発行年月日：令和7年3月

発行者：基山町 福祉課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

TEL：0942-92-7964 FAX：0942-92-7184